

## 答 申

### 1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程（以下、小学校とする）の令和7年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という）第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和6年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和5年度の採択基準に準じて行うこと。
- (2) 中学校及び義務教育学校後期課程（以下、中学校とする）においては、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和7年度使用教科用図書の採択の基準を次のとおりとする。
  - ア 採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。
  - イ 大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という）が別に提示する種目ごとの中学校教科用図書選定資料を活用すること。
  - ウ 2以上の町村を合わせた地域で構成された採択地区（以下、「共同採択地区」という）の関係町村教育委員会が採択する場合には、2（1）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。
  - エ 指定都市並びに1市1採択地区（以下、「単独採択地区」という）の教育委員会が採択する場合には、2（2）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。
  - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
  - イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

### 2 採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について

#### (1) 教科用図書採択地区協議会運営要領

共同採択地区内の関係町村教育委員会は、無償措置法第13条第4項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下、「協議会」という）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

- ア 協議会は、教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。
- ウ 専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- エ 調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。
- オ 調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。
- カ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。また、小学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。
- キ 協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。
- ク 調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- ケ 調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。
- コ 協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者(平成28年6月20日付け28文科初第432号 文部科学省初等中等教育局長通知「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」第一2. 留意事項 参照)であること。また、自身が委員であることを含め職務上知り得た内容について守秘すること。なお、別紙様式1による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。
- サ 令和7年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとする。

## (2) 教科用図書選定委員会運営要領

単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下、「委員会」という）を設置し、次の要領によって運営すること。

- ア 委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市町立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。
- ウ 委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- エ 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- オ 教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。

- カ 調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。
- キ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。また、小学校教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。
- ク 委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者（平成28年6月20日付け28文科初第432号 文部科学省初等中等教育局長通知「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」第一2.留意事項 参照）であること。また、自身が委員であることを含め職務上知り得た内容について守秘すること。なお、別紙様式2による誓約書を提出させること。
- ケ 令和7年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとする。
- コ 委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

### 3 国立・私立学校における採択について

- (1) 小学校の令和7年度使用教科用図書の採択については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和6年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和5年度の採択基準に準じて行うこと。  
ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (2) 中学校の令和7年度使用教科用図書の採択については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用すること。  
ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を、中学校については、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

#### 4 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における令和7年度使用教科用図書の選定については、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用すること。
- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
  - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
  - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
  - ウ 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

#### 5 採択の公正確保について

教科用図書の採択は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を決定する重要な行為であることから、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の採択に際しては、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく、自主的な調査研究等により公正かつ適正に行うこと。

令和6年度においては、各採択権者による中学校用教科用図書の採択替えとともに、文部科学省による高等学校用教科用図書についての検定が行われるため、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう特に留意し、教科用図書の採択に一切の疑念を抱かれることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すこと。

## 6 選定資料作成について

府教育委員会は、中学校教科用図書について、専門調査員設置要領を定め、選定資料を作成すること。

### (1) 専門調査員設置要領

- ア 大阪府教科用図書選定審議会規則第4条の規定により、専門調査員を置く。
- イ 専門調査員は、別表により、指導主事及び大阪府内の義務教育諸学校に勤務する教員のうちから委嘱又は任命する。

### (2) 選定資料

専門調査員設置要領によって委嘱又は任命された専門調査員は、下記要領によって調査資料を作成し、府教育庁に提出すること。

## 記

### 中学校教科用図書調査資料作成要領

- ア 専門調査員は、国語、書写、社会（地理的分野、歴史的分野、公民的分野）、地図、数学、理科、音楽（一般、器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野、家庭分野）、英語、道徳の教科用図書の調査研究を行い、調査資料として教科用図書の特長・長所等を簡潔に記述した資料1及び特性に応じて教科用図書の特色が明らかになるよう客観的な数値データを記載した資料2を作成する。
- イ 資料1を作成する際の項目は、目標・内容の取扱いとして「内容の程度」「組織・配列」「人權の取扱い」の3項目と「学び方の工夫」「補充的な学習・発展的な学習」を合わせた5項目とし、専門調査員は、項目別に学習指導要領に基づき観点を定めて調査研究を行う。
- ウ 資料2を作成する際の各種目の項目は、学習指導要領に示されている各教科の目標等を踏まえ、専門調査員が定める。
- エ 調査資料は令和6年5月21日までに府教育庁に提出すること。

### － 別表（専門調査員数） －

#### 中学校

国語	書写	社会 (地理)	社会 (歴史)	社会 (公民)	地図	数学	理科
7	4	6	7	7	4	7	7
音楽 (一般・器楽合奏)	美術	保健体育	技術・家庭 (技術分野)	技術・家庭 (家庭分野)	英語	道徳	計
5	5	5	4	4	7	7	86

(別紙様式1)

○ ○ 教育委員会 様

職

名 前

わたくしは、○○地区義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会規約第○条第○項  
に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないことを誓約  
します。

また、自身が本委員であることも含め職務上知り得た内容について、守秘する  
ことを誓約します。

令和 年 月 日

(別紙様式2)

○ ○ 教育委員会 様

職

名 前

わたくしは、〇〇市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第〇条第〇項  
に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者でないことを誓約  
します。

また、自身が本委員であることも含め職務上知り得た内容について、守秘する  
ことを誓約します。

令和 年 月 日

(参考)

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(文部科学省初等中等教育局長通知 平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号)

—

## 2. 留意事項

＜教科書発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者＞

- 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」について、無償措置法律施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えないこと。
- 具体的には、例えば、
  - ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
  - ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
  - ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
  - ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
  - ⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者等が該当することとなるが、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者のほか、教科書の著作・編集、発行に直接関係がない採択関係者（教育委員会関係者又は教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者をいう。以下同じ。）又はこれらの職にあった者等を含めて、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当であること。
- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること。